

1. 2000年代：法務省・出入国管理基本計画等におけるCOIの重要性の認識

- 2000年3月：[第2次出入国管理基本計画](#)
 - 「我が国において難民認定申請がなされた場合，その手続を迅速・適切に行うことができるよう，情報の蓄積や調査技術の向上に努める」（※1992年5月の第1次出入国管理基本計画には、COIへの言及なし）
- 2003年度：難民調査官の研修等の充実・強化
 - 「研修においては，従来より研修期間を伸長し，これまでの供述録取の手法，難民出身国情報，心的トラウマを受けた難民へのインタビュー法に加え，外国人の人権及びアジア諸国情勢等の科目を新たに追加し，実務研修時間を増やすなどして充実・強化された」（2003年12月24日 [第4次出入国管理政策懇談会「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」](#)より）
- 2005年3月：[第3次出入国管理基本計画](#)
 - 「難民認定申請を迅速・適切に処理していくためには，難民調査に係る体制の整備や調査技術の向上等のための研修の充実に加えて，情報，とりわけ出身国情報の蓄積が不可欠であり，関係機関との積極的な情報交換に努めるとともに蓄積した情報を調査に活用していく」
- 2005年：外部に委託して翻訳した出身国情報（保坂展人議員提出「[難民認定制度に関する質問主意書](#)」（2007年9月13日）より）
 - ①バングラデシュ、英国内務省報告（2005年、全訳）
 - ②パキスタン、英国内務省報告（2005年、全訳）
 - ③イラン、英国内務省報告（2005年、全訳）
- 2006年：外部に委託して翻訳した出身国情報（保坂展人議員提出「[難民認定制度に関する質問主意書](#)」（2007年9月13日）より）
 - Assistance Association for Political Prisoners (Burma) のウェブサイト及びミャンマー電信法
- 2007年：保坂展人議員提出「[『難民認定行政』と難民認定申請者の保護と人権に関する質問主意書](#)」（2008/1/24）より
 - 質問：「出身国情報をあらたに入手した件数は何件あるか。また、その情報は翻訳されているか」
 - 答弁：「法務省入国管理局として平成19年にUNHCR等から入手した文書等は135件であり、このうち27件が翻訳されている」

2. 2010～15年：法務省の専門部会等におけるCOIの活用に向けた具体策の検討

- 2010年3月：[第4次出入国管理基本計画](#)
 - 「国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とも連携した，出身国情報や国際情勢に関する基礎資料の整備，専門的知識や的確な調査技術を有する職員の養成，難民審査参与員制度の更なる充実等に取り組んでいく」
- 2010年7月16日：法務省入国管理局長「難民認定審査の処理期間に係る目標の設定と公表について（通知）」
 - 「今後，国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等とも連携した，出身国情報や国際情勢に関する基礎資料の収集及び整備を図る」

- 2010年10月27日：参議院法務委員会での法務大臣政務官による答弁
 - 「現在、難民の出身国や国際情勢に関する情報については法務省のホームページに掲載し、そして本年中に公表できるように準備をしております。具体的には、英国内務省報告及び米国の国務省報告の各国情報について各国政府から了承を得て翻訳版を法務省ホームページに掲載し、本年中に公表できるように今準備しているところでございます」

<個別事案を受けた対応①> 2011年3月7日：法務省入国管理局総務課長・審判課長通知「難民認定手続における客観的情報の取扱いについて」

- エチオピアケース国側敗訴を受けて出された通知。「迫害のおそれを生じさせ得る一般的な事実に係る「客観的情報」...を、必ずしも難民該当性の判断の基礎となる事柄とはしていなかった点が見受けられ」たことから、地方入管局長に下記を求める：
 - 「（１）各難民調査官が、「客観的情報」の重要性についての認識を新たにし、「客観的情報」に自ら自を通してその正確な内容を把握し、当該国についての知識を蓄積する機会を確保するとともに、公平かつ中立に「客観的情報」を活用させるものとする。
 - （２）概要書等の作成に当たり、「客観的情報」を引用する際は、必ず原典・出典元を確認した上で、引用した資料の名称、作成時期等が分かるよう適宜の方法により明示するものとする（例：2010年8月初日付け英国内務省報告、提出資料〇番××頁）。
 - （３）引用した資料については、引用部分が分かるように工夫した上で、概要書等とともに本省に送付するものとする（ただし、本省と共有済みの資料を除く。）」

- 2014年6月4日：[第9回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要](#)
 - 「出身国情報の収集・活用についての関係機関との連携の在り方について、出身国情報の活用は客観化をしていく上でも非常に重要なテーマだと考えており、出身国情報を収集する組織・団体というものを独立したものとして設置するという点についても検討の課題に含めるべきではないか」
- 2014年7月31日：[第11回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要](#)
 - 「出身国情報に関する調査研究能力という点について、法務省の難民問題に対する政策的な分析又は知見を強めるため、例えば専門調査員制や任期付きの公務員の配置、大学との連携、調査研究能力の高いNGO等と何らかの形で政策分析のための調査研究能力を強化するための取組を行うべきではないか」
- 2014年11月7日：[第16回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要](#)
 - 「基準の議論は、出身国情報の収集・分析との関係で考えられるべき。出身国情報収集の専門部署を設置し、その中で、シリアやアフガニスタンの状況などに関するUNHCRのスタンスなども含めて情報を収集、総合的に分析・判断し、情報整理を行うことで、いま議論している基準というものの考え方を現場実務に反映していくべきではないか」
 - 「出身国情報の専門部署の設置という意見があったが、民間委託という形で実現できないか。それは、独立性をより強固にするという意味と、出身国情報の収集・分析情報を代理人も含めた全ての関係者が使えるものにするという意味で実益があると考える」

- 2014年11月26日：[第18回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要](#)
 - 「収集・分析された出身国情報については、難民調査官や難民審査参与員等の実務に当たる者だけでなく、申請人や代理人弁護士にも提供されるべき。認定機関側だけが情報を保有しているという状況は、適正性・透明性のある判断に資さない」
- 2014年12月：[難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」](#)
 - 現状・背景：「難民認定判断の重要な基礎となる申請者の出身国情報や国際情勢に関する各種資料は、案件を担当する難民調査官が個々の審査に当たって個別に収集しているが、収集された出身国情報をライブラリー的に活用する体制が不十分ではないかとの指摘がある」（※2002年時点で既に同様の課題が指摘されている：「出身国情報について管理する統一したシステムが存在していない」（渡邊「日本は「難民」の砦となるのか？」より））
 - 提言：「より適正な認定判断の実現のため、申請者の出身国情報や国際情勢に関する幅広い資料の収集と有効活用について、収集だけでなく分析を行うための専従の体制を整備すべきであり、その情報を難民調査官や難民審査参与員等の実務に当たる者に適切に提供できる仕組みを構築するべきである」
- 2015年9月：[第5次出入国管理基本計画](#)
 - 「申請者の出身国情報や国際情勢に関する基礎資料の収集・分析体制の充実強化や、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関との連携による研修の充実・強化に取り組み、難民調査官の調査技術の向上等、専門的人材の育成を行っていく」
- 2015年9月15日：[難民認定制度の運用の見直し](#)
 - 「出身国情報や国際情勢に関する情報の収集及び分析を専門に行う職員を配置する等、出身国情報等の分析・共有体制を強化する」
 - 「国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の協力を得て、管理者クラスを対象とした難民認定実務者研修を新たに実施するとともに、これまで定期的実施している難民認定申請者の出身国情報に関する研修、事例研究に関する研修等の実務研修についても、内容の更なる充実や回数の増加を図る」

3. 2016年以降：COIの活用に向けた具体的な取組及び「合理化」

- 2016年度：[2016年度入管白書 第2部](#)（2017-20年度も同様の記述）
 - 「これまで定期的実施している難民認定申請者の出身国情報に関する研修、事例研究等の実務研修についても、内容の充実を図るなどして難民調査官等の育成・能力向上に取り組んでいる」

＜個別事案を受けた対応②＞ 2016年11月16日：認定室補佐官通知「難民認定手続における難民該当性の適切な評価について」

- ウガンダケース国側敗訴を受けて出された通知。「申請者の供述の信ぴょう性及び迫害のおそれを評価するに当たり、申請者の出身国における危険性についての客観的情報を正確に把握していなかったと思われる点が見受けられました」とし、地方局主席審査官（難民調査担当）に以下の点に留意し、調査を実施するように求める：
 - 出身国情報...については、申請者が供述する個別的事情に応じた**最新の情報**を確認し、その内容を正確に把握すること

- 申請者の供述の信ぴょう性については、申請者の記銘力、理解力及び表現力の程度が様々であることや言語的な問題があり得ることなどに鑑み、**周辺事情の些細な変遷や不一致にとらわれたり、難民調査官の主観的な視点のみによる独断的な評価とならないよう意識し、正確に把握した出身国情報に基づき、第三者的・客観的な視点による適切な評価をすること**
- 迫害のおそれの有無及びその程度については、過去の類似案件の評価手法を安易に用いるのではなく、適切に事実認定した個別的事情を、正確に把握した出身国情報、特に申請者の出身国における危険性についての客観的情報に照らし合わせて、適切な評価をすること（例えば、反政府組織における活動を理由とする迫害のおそれを主張する申請者の案件については、同組織の指導者的立場にある者のみが迫害を受けるおそれがあるとの明確な出身国情報がない限り、同組織における申請者の地位のみに基づいて迫害のおそれの有無及びその程度を評価してはならず、申請者の実質的な活動状況や過去の迫害事情等の個別的事情を、申請者の出身国における危険性についての客観的事情に照らし合わせ、申請者の迫害のおそれの有無及びその程度を適切に評価すべきである。）

- 2017年5月：難民認定室認定係に「COI担当官」設置
 - 「難民調査官から調査依頼を受けて、COIに係る調査を行う」（2019年4月出入国在留管理基本計画、2020年4月22日 事務連絡（後述）より）
 - 「本年度、入国管理局において出身国情報や国際情勢に関する情報の収集、分析を専門に行う出身国情報担当官1名を指名しました。出身国情報担当官は情報を収集・整理し、分析した情報を地方入国管理局に提供して共有したり、情報の検索や活用等に関し、難民調査官を支援・指導できるようになることを目標としており、本年5月からUNHCRに研修を実施していただいているところでございます」（2017年12月19日 [第7次出入国管理政策懇談会議事録](#)より）
- 2018年1月12日：法務省入国管理局総務課難民認定室補佐官事務連絡「事案概要書作成事務の合理化について」
 - 難民認定事務取扱要領別記第15号様式「事案概要書」の「第5 調査結果」における「1 本国情勢等」の項目について、「B案件、C案件及び本省入国管理局長が請訓不要としてあらかじめ指定した類型の案件のうち、難民該当性及び人道上の配慮の必要性のいずれもないことが容易に判断できる案件」については、「本国情勢については、出身国情報を添付し、「別添（出身国情報）のとおり。」などと記載する」とした。
- 2019年度：[2019年度入管白書 第2部](#)（2020年度も同様の記述）
 - 「2017年5月に出身国情報の収集・分析に従事する職員（COI担当官）を設け、その後、複数の同担当官による体制を整え、UNHCRの協力の下、出身国情報等の収集や共有を強化している」
- 2020年4月：第三国定住・COI係を新設（2020年4月22日 事務連絡（後述）より）
- 2020年4月22日：難民認定室法務専門官事務連絡「出身国情報に係る調査依頼について」
 - 第三国定住・COI係の新設を理由に、COI担当官の一層の活用を求める内容。難民認定室では英文和訳を行わず、原文のまま回答。「なお、調査依頼については、まず貴局において対象事項に係るCOIを収集し、それでもなお他の資料の収集が困難である場合に行うようお願いいたします」

- 調査依頼書の内容：対象国、調査事項、既に収集済みの資料の名前、回答期限、（複数回申請の場合のみ）現在の申請番号、その他特記事項
- 2020年12月：[第7次出入国管理政策懇談会「報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」」](#)
 - 「UNHCRなどとも引き続き連携・協力し、出身国情報等の収集・分析の体制をより一層強化するとともに、研修やケーススタディなどを通じて難民認定実務に携わる者の高度な専門知識の修得及び調査能力の更なる向上を図っていくべきである」
 - 「出身国情報の収集についてUNHCRの積極的な協力を受けることなどの諸方策についても、更に具体的な議論が進められていくことが強く期待される」
- 2021年4月7日：難民認定室法務専門官事務連絡「出身国情報に係る調査依頼について」
 - 2020年4月22日 事務連絡の調査依頼書を修正。「調査依頼理由」「事案概要」を追加し、「申請番号」は全ての案件について記入するとした。
- 2021年7月21日：[入管庁「UNHCRとの協力覚書（MOC）の交換について」](#)
 - 出身国情報の収集についての協力を継続するとした。